期日指定定期預金規定

〈非自動継続型〉

1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客さまから期日指定定期預金(以下、「この預金」といいます。)に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときに当該預金に係る契約が成立するものとします。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(証書表面記載(以下、「表面記載」といいます。)の据 置期間満了日)から表面記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店に その1ケ月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してくださ い。
- (3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 指定された満期日から1ケ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1ケ月以内に最長預入期限が到来した時も同様とします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 1年以上2年未満・・・・・・表面記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上・・・・・・・・表面記載の「2年以上」の利率(以下、「2年以上利率」といいます。)
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (4) 当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約をする場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6 ケ月未満・・・・・・・解約日における普通預金の利率
 - ② 6 ケ月以上1年未満・・・・・2 年以上利率×4 0 %
 - ③ 1年以上1年6ヶ月未満・・・2年以上利率×50%
 - ④ 1年6ヶ月以上2年未満・・・2年以上利率×60%

- ⑤ 2年以上2年6ヶ月未満・・・2年以上利率×70%
- ⑥ 2年6ヶ月以上3年未満・・・・2年以上利率×90%
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、ホームページまたはその 他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

この預金には、本規定のほか、「預金等共通規定」および「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以上

令和2年6月1日改正